

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第七十卷 第四號

大正二十二年十一月一日發行

論叢

獨身概論

法學博士 財部 靜治

モン・シンの社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

植民地の經濟政策に就きて

法學博士 山本美越乃

海運に於ける競争と獨占との分界

法學士 小島昌太郎

時論

震災經濟觀

法學博士 河田 嗣郎

時局緊急の經濟關係諸勅令

法學博士 神戸 正雄

說苑

安政の震災と救濟策

法學士 本庄榮治郎

勞働生産力と勞賃

經濟學士 森 耕二郎

雜錄

原始的土地所有權の一例

法學博士 河 上 肇

兌換券と物價指數との關係

經濟學士 蜷 川 虎三

戰後獨逸の大學生數

經濟學士 岡 崎 文規

植民地の經濟政策に就きて (其の二)

山本美越乃

上述の如き植民地銀行の設置は之を民間企業家の計畫に委ね、政府は唯其の事業の經營を監督するのみを以て足れりとすべきや、或は又更に進んで政府自ら積極的に斯かる機關を設置せんとに努むべきやとの問題は、各植民地の實力及び民間に於ける企業心の發達の程度如何に依りて決せらるべきものたり、例へば英國の如きは民間の企業心の旺盛なる結果として、特に政府の協力を俟たずして到る處に植民地銀行の設置せられんとする風あるが故に、政府は是等の銀行をして時々營業に關する報告を提出せしめ、事業經營上に監督を加ふるを以て足るも、佛國に於ては之に反して一般に企業心の發達英國に於けるが如くに旺んなりと稱するを得ざるより、植民地銀行の設置の如きも從來は政府自ら率先して之が計畫を立つるに非ずんば、其の成立を期し難かりしが如き是れなり。

而して植民地に於ける金融機關の設置に政府の積極的の援助を必要とする場合に更に議論の岐る、問題は、各植民地毎に獨立したる特殊の銀行を設くることを以て便とするや、或は又全植民地若くは數箇の植民地を合して母國に植民地中央銀行とも稱すべきものを設け、各植民地には其

の支店を配置することを以て便とするやこのことは是れなり、後説の論據となる點は、母國に中央機關を設置する時は巨額の資本と雖も比較的容易に之を蒐集し得るの便あるのみならず、假令或植民地に於ては事業成績良好ならざるものあるも、他の植民地に於て其の成績良好なる時は、相互に損益を平均することに依りて尙ほ事業利益を保障することを得、從て植民地の事業に對する一般の同情及信用を維持することを得べく、此くして最初は比較的良好ならざる植民地も、豊富なる資本を有せる金融機關の不斷の後援に依りて終には其の富源の開発を完ふすることを得べしと言ふに在り、此の説は現に佛國の印度支那銀行（一八七五年設立）及西亞弗利加銀行（一九〇一年セネガル銀行に代りて設立）の經驗に徴するも相當の根據を有するものとして支持せらる、然るに前説即ち植民地毎に獨立したる特殊の銀行を設置すべしとなす説の論據とする所は、各植民地は其の經濟的事情を一にせざるのみならず富源の開発の難易に付きても異なるものあるが故に、之に對して金融の便を與へんとする銀行の活動狀態の如きも亦植民地の異なるに従ひて自ら異ならざるを得ず、然るに母國に中央銀行を置き各植民地に對する金融を支店制度に依りて統轄せしめんとする時は、勢ひ支店の活動は本店の爲めに掣肘せられざるを得ざることとなり、啻に機宜に適せる活動を爲し得ざるのみならず、之が爲めに却て諸種の弊害（例へば或植民地に對しては資金の融通を容易ならしめ、他の植民地に對しては之を困難ならしむる等の弊を生じ易し）

をさへ生ずるに至るの虞れありと言ふに在り、以上の兩説は何れも一得一失あるも、現今多數の意見は寧ろ中央銀行説に反對し、各植民地に獨立せる特殊の金融機關を設くべしとなす説に一致せり。

植民地の金融機關の問題に關して尙ほ一言すべきは、植民地の發達未だ幼稚なる時代に在りては時としては母國の普通銀行の支店をして植民地の金融を掌らしむることなきに非ず(例へば我が國に於ても朝鮮銀行の前身たる韓國銀行の設立以前には、第一銀行支店に中央銀行的特權を與へて朝鮮の金融を掌らしめたるが如し)、然れども植民地の發達一定の程度に達する時は、母國の中央銀行又は普通銀行の支店を以てしては到底植民地金融の圓滑を期すること能はず、此の問題に關しては嘗て佛獨等の議會に於て根本的に研究を遂げたる結果、母國の普通銀行又は海外貿易銀行の支店をして植民地の金融を掌らしむることの不可なるは勿論、更に各植民地は其の經濟上の事情を一にせざるより、多くの植民地を合して一大中央銀行を設くることも不得策と稱せざるを得ず、植民地の金融を圓滑ならしめんと欲せば各植民地毎に特殊の植民地銀行を設くるか、或は地理上極めて接近せる二二三の植民地に對して一植民地銀行を設置するの方針に出でざる可からずとの意見に歸着したり、而して這は當に議會の意見たりしのみならず、大銀行經營者の意見としても植民地には特殊の植民地銀行を設くるの必要ありと云ふに一致し、佛獨等の大銀行は此の

主旨より植民地銀行の設立に多大の援助を與へたり。

之を各國の實例に徴するに、英國の植民地に於ける銀行制度は母國の制度の如くに分權的にして、各種植民地には特殊の植民地銀行設立せられ(其の主要なるものは何れも發行權を有す)、英蘭銀行(Bank of England)其の他の大銀行と雖も植民地の金融問題には直接關與することなし、倫敦に於ける海外銀行及植民地銀行は他の銀行と全く分立して別天地を形造り、假令法律上の住所は之を母國に置くも其の事業の中心は海外に存し、海外と交渉を有せざる取引には一切關係することなし、各種植民地には又以上の植民地銀行の外に地方銀行、貯蓄銀行及郵便貯金の制度等を有せるものあり、唯英國の植民地に於ける金融機關の制度中比較的劣れるものは農業金融の機關にして、自治植民地及西印度の植民地を除きては概して此の種の金融機關の缺乏に苦みつゝあり。

佛國に於ても亦主要なる植民地には發行權を有せる特殊の植民地銀行設立せられ、佛蘭西銀行(Banque de France)は直接植民地の金融問題に關與せざること英國に於けると相同じ、アルヂェリ¹⁾は地理上よりせば母國に最も接近せるより、政治上に於ては母國の一部として之を統治しつゝあるに拘らず、尙ほ別にアルヂェリ銀行なるものを設けて金融の機關たらしむ、(同銀行と佛蘭西銀行との合併問題は從來屢々唱へらるゝ所なるも、政府及議會は之に反對して其の實現を見るに至らず)、然れども一般的に之を論ずる時は、佛國の植民地は未だ信用機關の組織を完全に具備

1) チース博士『植民地に於ける特殊銀行に就ての研究』一〇頁
Reinsch, Colonial Administration, p. 199.

するに至らずと言ふも不可なく、殊に植民地に貯蓄銀行の缺乏せることは英國の植民地に農業銀行の缺乏せるに相似たるものあり、唯佛國の植民地銀行の活動に付きて特に注意すべきは、農業金融の圓滑を期せんが爲めに屢々危險を冒して其の職責を全ふしたる點に在り、若し植民地銀行の大膽なる後援なかりせば、佛國の植民地の甘蔗栽培事業の如きは、奴隸の廢止と共に全滅の運命を免れざりしなるべく、其の他植民地の一般農業の進歩及アルヂェリーに於ける葡萄栽培事業の發達の如きも、全く植民地銀行の後援宜しきを得たる結果に他ならずと稱するを得べし、要するに植民地に於ける農業金融の問題に關しては、佛國の植民地銀行の過去の經驗は後進植民國の參考に資すべきもの尠しとせざるなり。

獨逸に於ても嘗て植民地を領有したる時代には、獨逸帝國銀行 (Reichsbank) は直接植民地の金融問題に關與せざりしこと英佛等に於けると異なることなし、而して植民地の金融機關としては一八七〇年に海外貿易銀行として設立せられたる獨逸に於ける最大銀行の一たる獨逸銀行 (Deutsche Bank) 及其の他の大銀行の共同出資に依り特殊の植民地銀行を設けて之に當らしめたり、其の他和蘭・白耳義等の諸國に於ても、母國の中央銀行は勿論私立の大銀行と雖も自ら直接植民地の金融問題に關與することなく、之が爲めに特別の機關例へば和蘭の植民地に於ては瓜哇銀行・メリナム銀行の如き、又白耳義の植民地に於ては白耳義コンゴ銀行の如き特殊の植民地銀行を

設けて金融の機關たらしめつゝあり。

此の如く先進植民國に於ける定説は、母國の中央銀行又は普通銀行の支店制度を以てしては到底植民地金融の圓滑を期すべからずとなし、植民地には別に獨立せる特殊の金融機關を設くるの必要あることを認むる所以は、植民地銀行は母國の銀行と異なり單純なる金融機關としての活動以外に特別の任務を有するを常とするが故に、特殊の性質を備ふるものに非ずんば其の使命を全ふすること能はざること、植民地自體の經濟的事情に於て既に母國と著き懸隔あるより、母國銀行の支店を以てしては機宜に適する活動を爲し能はざるに因るものたり、此の問題に關するチース博士の研究は頗る參考に値すべきものあるを以て、左に其の要旨を紹介すべし。

植民地銀行が其の性質上植民地の重要なる經濟上の一機關たることは固より論を俟たずと雖も、其の任務は單に之のみに止まらずして、又一面に於ては政治上の補助機關たる作用を有することは特に注意するの必要あり、故に假令母國に於ては銀行自由主義を採用せる國に在りても、植民地銀行の設立及管理に關しては國家の干渉を爲さざるものは稀にして、例へば其の設立に際して母國及植民地の資本家の出資のみにては不充分なる場合には、政府自ら其の資本の一部を引請け（其の引請方法に付きては、或は政府の出資額に對しては配當を受くるの權利を拋棄し、或は他の有利なる條件を以て貸付を爲し、或は發行權其の他の特權を與へ、或は一般出資者に對して利子

及配當の保證を爲し、或は母國の大銀行をして其の設立を助けしむる等諸種の方法あり、以て其の設立を援くるが如き是れなり、既に其の設立に關して援助を與ふる以上は、設立後の銀行の經營方針に付きて亦國家の干渉を免る能はざるは自然の數にして、此くして國家は銀行の定款の作成及變更に干渉し、或は法令又は定款を以て其の營業の範圍を限定するが如きこと決して稀なりとせず、(例へば土地・建物・船舶等を抵當として貸付を爲すことを禁止し、或は國家及市町村等の金錢出納の事務を取扱はしむるが如き是れなり)、而して植民地銀行に對する國家の監督を有效ならしむると共に當該植民地の利益を増進せしめんとせば、母國の官廳よりも寧ろ植民地官廳をして銀行を監督せしむるに如くものなし、銀行も亦諸種の點に於て事情を異にせる他の植民地に漫りに營業の範圍を擴張することなく、當該植民地官廳の管轄區域を以て自己の營業區域となすこと最も理想的なりとす、加之、更に之を他の方面より觀察するも、植民地銀行の機能を完全に發揮せしめんと欲せば、銀行と植民地住民との關係を密接ならしむるの必要あり、而して銀行と植民地住民との關係を密接ならしめんとせば、其の營業區域は直接住民と關係を有せる一定の地域に限定せられざるべからず、此くして植民地住民が遂には銀行の株主となり或は役員となる等の機會を發見するに至る時は、彼等は植民地の進歩發達を冀ふと共に銀行の隆盛をも計るに至るべきを以て、植民地銀行設立の目的は茲に完全に達せらるゝを得べし、此の如き効果を收めんと欲せ

ば經濟上の事情を一にせる一植民地(又は一二の植民地を合して)に特別の植民地銀行を設くるの方針に出でざるべからず。

植民地の如き經濟的事情の未だ一般に幼稚なる地方に在りては、銀行の營業方針も亦一定不動の準則を設けて之に據らしむること難く、否寧ろ不斷の變化に着眼して機宜の措置を誤らざる臨機應變の營業方法を講せざるべからざる場合甚だ多し、然るに斯かる場合に一々本店の指圖を受くるにあらずんば、自由にて其の方針を決定すること能はざるが如き母國銀行の支店制度を以てしては、變通自在に金融機關としての機能を發揮せしむること能はず、必ずや自ら全責任を負擔すべき首腦者の存在を必要とするも、此の如きことは當該植民地の爲めに特に設けられたる植民地銀行の成立を俟て初めて期待し得べき所のものたり、支店制度の下に於ては支店長は本店の命を受くるにあらずんば自由に活動を爲すこと能はず、然るに本店の首腦者は多くは植民地の經濟上の實況に精通せざるが故に、支店の感ずるが如くに痛切に取引の必要を感せず、即ち一は自ら最終の決定權を有せざるより、又他は植民地の事情に通せざるより、營業方針の如きも動もすれば消極的に流れんとするの風あることは、植民地の爲めにも亦銀行自己の爲めにも頗る不利と稱せざるを得ず、以上の他母國銀行の支店制度に依る時は、植民地内の主要なる都市に主たる一支店を置き、其の他の地方には小支店を設けて主たる支店の下に屬せしむるか、或は又植民地内の各支

店を何れも同等のものとなして直接本店の管理の下に屬せしむるか、何れかの方法に依らざるべからず、然れども第一の方法に依る時は小支店の活動は主たる支店及本店の拘束を受くるを以て、迅速敏活に事を處すること難く、第二の方法に依る時は各支店間の統一は到底之を望み得べからざる結果を生ずべし、然るに若し特殊の植民地銀行を設くる時は、各植民地の實情に適合せる時機の處置を自由に爲し得るのみならず、假令其の支店を各地に配置するも本店支店間の交渉は極めて敏速に行はれ、且同一植民地内に在るが故に事業の管理統一上にも遺憾なきを期することを得べし、是れ實に植民地には特殊の植民地銀行の必要を感ずる所以なり、同一の理由は啻に母國の普通銀行の支店のみならず、海外銀行 (Foreign Banks; Uebersetbanken) の支店に對しても亦適用せらる、蓋し海外銀行は一般に經濟上の事情に於て植民地よりも遙に進歩したる地方換言せば通商貿易の中樞地に、其の活動の根據を置くべき性質のものなるが故に、或支店は之を斯かる地方に設け、他の支店は之と全く本質を異にせる植民地に置きて、何れに對しても同一本店の管理の下に金融機關としての作用を完からしめんとすることは、殆ど不可能と稱せざるを得ざるを以てなり、方今何れの國に於ても海外銀行をして純然たる植民地銀行の職務を行はしむるものなきは此の如き理由あるに因るものなり。

更に又一般的に之を論ずる時は植民地の企業は母國の企業と安全の程度を一にせざるが故に、

之に對して資本を融通する銀行の利子歩合の如きも自ら高からざるを得ず、同一の理由は延て銀行の利益金の處分方法等に付きても特別の考慮を要せしめ、殊に準備金積立の速度を成るべく迅速ならしめ、特別積立金の如きも能ふ限り之を大ならしむるの必要あり、(佛國の植民地銀行中には自己の株式資本を取引の用に供せずして之を安全なる有價證券に投資し、株式資本を保證資本化せるものさへあり)、其の他爲替手形の流通期限に關しても、植民地は母國と異なり交通機關の不備及諸種の事情の爲めに、期限の延長及支拂猶豫に特例を開くの必要あり、又手形の署名に付きても植民地に於ては母國の如くに一個以上の署名を要求すること能はざる場合あり、(例へば當該植民地内に地方銀行の設けなきより其の署名を添へて中央銀行に送ること能はず、又取引者の遠隔の地に居住せるより引請人を得ること難く、舊友知己に乏しきより署名を依頼せんとするも其の途なきが如き場合甚だ多し)、故に斯かる場合には植民地銀行は唯一個の署名を以て満足し、其の署名の不足を補はんが爲めには擔保品(例へば倉庫證券・貨物引換證・貴金屬・寶石類・一般有價證券・輸出品・未收獲の農作物等)を以てするの他なきなり、植民地に於ては手形貸付よりも寧ろ擔保貸付の一般に歡ばるゝ風あるは、全く此の署名の不足に原因せるものにして、從て母國に於けると異なり擔保貸付は手形貸付よりも低利なる場合多し、尤も是等の擔保品は經濟社會の變動に應じて價格の暴落することなしとせざるより、銀行は之に對して相當の追請求を爲し、若

くは補充擔保品を要求することを得る權利を留保すべきは勿論なるも、銀行自ら又市場の趨勢及個人の信用狀態を精査して、臨機應變の處分を爲し得べき完全なる權能を有するにあらずんば、損失を未然に防止すること容易の業にあらざるべし。

植民地銀行は以上述べたる手形貸付及擔保貸付の他に、更に不動産を抵當として貸付を爲さざる可からざる場合甚だ多し、是れ蓋し經濟社會の發達未だ幼稚なる植民地に於ては擔保品たり得べき物の種類比較的少く、且金融機關の如きも其の數多からざるを以て、不動産を抵當として貸付を爲すことは、何れの國に於ても植民地銀行の普通の業務の如くに看做さるゝを以てなり、尤も所によりては特に不動産を抵當として貸付をなさしむる爲めに農業銀行を設くること、例へばアルヂェリー農業銀行及埃及農業銀行の如きものなきにあらずと雖も、又他方に於ては瓜哇銀行及佛國の甘蔗栽培植民地の銀行の如きは、不動産抵當貸付の爲めに却て製糖業の發達を助け、今日に於ては優良なる擔保品を得るに至れるが如き例も少からず、不動産抵當貸付と相併びて植民地に於て頗る重大視せらるゝものは收穫物を擔保とする貸付なるも、茲に所謂收穫物とは既に收納を終りて倉庫等に貯藏せらるゝ物のみならず、未だ收穫時期に達せずして現に地上に生育しつゝある作物をも之を包括して貸付を爲すこと(即ち所謂青田貸)是れなり、此の制度は殊に佛國の植民地に於て發達し、(佛國以外の諸國に於ては未收穫の農作物は補助擔保品として取扱はるゝ

を通常とす)、農民等は資金の借入れを爲すに當り其の支拂の擔保として自己の收穫物に對する權利を銀行に讓渡し、若し債務を履行すること能はざる場合には銀行は其の收穫物を任意に處分する方法に依るものたり、而して斯かる場合には通常農民は收穫後其の收穫物を直ちに公の倉庫に入れ船積の時期迄保管するか、或は適當なる他の保管方法を講ずるの義務を有し、倉庫證券及貨物引換證等は之を銀行に提出せしむ、此の如き方法に依りて收穫物の價格の約三分の一に相當する金額を作物の生育中に融通するものたり、此の種の資金融通法は慎重なる調査の下に之を行ふにあらすんば損失を伴ひ易きことは、是又佛國の植民地銀行の實驗せる所なるも、斯かる危険を冒すも尙ほ未收穫の農作物を擔保として銀行が資金の融通を爲さんとする所以のものは、一には高利貸の跋扈に對抗して彼等の勢力を挫き、植民地住民の爲めに安全なる農業金融の道を開かんとするの目的より出でたるものなり、蓋し高利貸等は何れの植民地に於ても未收穫の農作物を擔保として、驚くべき高利の資金を貸付けつゝあることは事實にして、印度支那地方に於ては支那人の高利貸等は此の方法に依りて三割乃至五割に近き高利を貪りつゝありしに、植民地銀行が一割内外の利子を以て未收穫の農作物に對して資金の融通を爲すに至りしより以來、其の勢力全く地に墮ちたりと謂ふ、尤も印度支那地方にては市町村の如き行政區劃は各自一種の強制信用組合的の組織を有し、銀行の貸付に對しては共同的に其の責任を負擔するを以て、未收穫の農作物を擔

保とする資金融通の如きも比較的容易に行はるゝに至れるものなるも、更に此の主旨を擴張して一般に個人的信用の薄弱なる植民地に於ては汎く信用組合的の制度を設け、必要なる資金は組合員の連帶責任を以て植民地銀行より之を借受け、然る後各組合員に融通する方法を採用することとせば、植民地金融の圓滑を計る上に於て其の效果決して尠しとせざるべし。

以上は主としてチース博士の所論の要旨を紹介すると共に之に交ゆるに私見を以てしたるものなるも、今是等の各方面よりせる研究の結果を綜合して茲に一の斷案とも稱すべきものを下さば、由來植民地は經濟上及社會上に於て母國と異なる特殊の事情を有するを常とするが故に、斯かる地方に於ける金融機關も亦其の特殊の事情に適合し得べき性質を備ふるものたらざる可からず、母國の銀行は其の目的母國內の金融に利便を與ふるに存し、植民地の如き特別の事情を考慮して臨機の處置を爲さざるべからざる地方の金融を掌るには不適當たり、故に何れの點より考ふるも母國銀行の支店制度は結局特殊の植民地銀行の制度に及ばざること遠しと。

既に植民地には特殊の植民地銀行の必要あること前述の如しとせば、然らば此の如き銀行の本店は之を何所に置くべきかと云ふに、此の問題に關しても亦兩説あり、即ち一は其の本店を母國に置き支店を植民地に設くべしとなす説にして、此の説の論據とする所は本店を母國內に置く時は常に植民地に資金を融通する上に多大の便益を有するのみならず、本店を植民地に置く場合に

1) チース博士の前掲研究一二頁乃至二九頁、

往々起り得べき植民地住民の過度の要請又は情實的關係等を避くるを得べく、又本店を母國に置く時は銀行の設立に援助を與へたる母國の銀行又は實業家の植民地銀行に對する監督を容易ならしむることを得べしと言ふに在り、然るに反對説即ち本店を植民地に置き支店を母國に設くべしとなす説の論據とする所は、銀行の全活動の中心を植民地に置く時は、大にしては當該植民地の經濟的事情より小にしては銀行利用者の一身上の關係に至る迄、諸種の機關を備へて精密に調査することを得べく、從て實際必要の程度に應じて臨機應變の措置を執り、植民地の金融機關としての機能を完全に發揮せしむることを得べしと言ふに在り、以上の兩説は何れも一理なきにあらずと雖も、其の本店たり支店たり得べきもの、實質如何に依りては、必ずしも本店を植民地に置かざるべからずと云ふの理由なきが如し、例へば諸種の事情より本店は之を母國に置くも、營業及事業の監督に關する全權を委託したる責任者を植民地に置き、事實上銀行の營業に關する方針は此の責任者に依りて決せらるゝが如き組織たらしむる時は、本店を母國に置くも大なる不便を感ずるが如きことなかるべし、例へば佛國に於ては植民地銀行の本店は之を植民地に置き、各植民地銀行の共同の支店を巴里に置くを例とせるも、假令其の本店を巴里に置くものと雖も植民地銀行の本店は母國に於ては自由行動を以て取引を爲すことを許さざる主義を採れり、這は全く植民地銀行の設立に後援を與へたる母國銀行の監督と、資金の吸收を容易ならしめんとする主旨

より本店を母國に置くに至れるものなるも、若し強て此の如き必要を見ざる時は、既に營業の中心を植民地に置く以上は本店も亦之を植民地に置き、母國には唯自己を完全に代表し得べき支店を設くるを以て適當とすべし、(英國は植民地銀行の本店を母國に置くを例とするも、佛國及和蘭は之を植民地に置くを通常とす)。

因に、各植民地に於ける箇々の植民地銀行を廢して、之を統括せる一大植民地銀行を母國に設くべしとの議は從來屢々耳にする所なるも、佛國政府は嘗て、此の如き統括的の一大植民地銀行の制度を以てしては、各自經濟的の事情を異にせる植民地の信用利用の程度を正確に判斷すること難く、從て往々其の必要なものに過大の信用を與へて銀行の損失を招き、或は其の必要あるものに信用を與へざる結果植民地の不利を來す等の虞れありこの理由を以て之に反對したり、此の説は我が國に於ても亦一部の論者の間に行はれつゝあるを以て、特に茲に一言し置くの要あるを認む。

要之、普通植民地は母國に比する時は文化の程度に於ても經濟上の事情に於ても尙ほ幼稚なるを免れざるが故に、金融機關の如きも其の事情を全く異にせる母國の銀行の支店制度を以て之に應せんとすることは双方にとりて却て不利にして、之が爲めには特殊の植民地銀行の設立を必要とするも、植民地の經濟上の事情殊に其の産業上の活動にして未だ原始的の生産時代を脱せざる

時代には、植民地銀行も信用貸付・擔保貸付・不動産抵當貸付等各種の方面より金融の便を與ふること極めて肝要にして、従て銀行の營業方針としては母國に於けるが如くに劃然たる分業主義を採用すること難く、全く兼業主義に依りて其の事業を經營せざるべからず、換言せば植民地銀行の任務は預金・短期貸付・割引・爲替等の普通銀行の業務以外に、既收又は未收の農作物に對する貸付及不動産抵當貸付等の比較的長期に亙る貸付業務をも之を兼ね營まざるべからず、故に經營宜しきを得ざる時は往々資金を固定せしめ其の回收に頗る困難を感ずることあり。

以上の他植民地銀行には通常銀行券發行の特權を與へらるゝも、這是植民地銀行に必要缺く可からざる要件と稱するを得ず、唯植民地が母國と著く經濟上の事情を異にせるより、母子兩國間の通貨の統一を計らんとするも容易に其の目的を達し得べからざるが如き場合には、植民地を全く獨立せる通貨の流通區域として別に之を取扱ふの他なく、其の結果植民地銀行に對しても特殊の銀行券發行の特權を與ふるの必要を生ずるに至るものにして、若し此の如き特別の事情なかりせば、植民地に於ても亦母國の中央銀行券を流通せしむれば足るを以て、特に植民地銀行に發行權を與ふるの要なかるべし、植民地銀行に發行權を與ふるの必要ある場合には、政府は之に對して嚴重なる監督を爲すに非ずんば濫發の弊に陥り易し、殊に經濟社會に一時好況を呈するが如き場合には最も警戒を要す。(未完)